

「空白勤務裁判」 不当判決に対するアピール

令和6年3月27日、大阪地方裁判所第5民事部は、令和3年（ワ）第4740号いわゆる『空白裁判』の損害賠償請求事件に対して「原告らの請求をいずれも棄却する」という不当な決定を下した。

この裁判は、原告下茂、西、前田氏の3名が東海会社を相手取り「具体的労働条件を明示する規定として被告自身が定めている就業規則第55条を遵守し、原告ら社員に対し毎月25日までに翌月分の勤務指定（具体的労働条件）を明示する必要があるにもかかわらず、勤務日5日前までに具体的労働条件（勤務日なのか、休日、休暇日なのか、そして、勤務日だとしても始業時刻が何時何分で、終業時刻は何時何分なのか等々）を明示しない違法行為を行い続けて来た。」こと、及び変形労働時間制（労基法32条の2）の要件を満たさず、割増賃金が発生し「雇用契約に基づき割増賃金及び遅延損害金」の支払を求め、労働者としての当然の権利を守る闘いであった。

しかし、大阪地方裁判所第5民事部は、①毎月25日に発表する翌月の勤務指定表において、空白日を指定されるのは、予備担当乗務員に限られていること。②予備担当乗務員についても、空白日が指定されるのは一部の日に限られること。等を理由に労働者の権利を無視した不当判決を下した。法の番人である裁判官自ら、労働者の権利である労基法32条の2を「空白日は一部であるから違法ではない。」とは、あまりにも労働者の権利を軽視した判決と言わざるを得ない。

私たちは、この様な裁判所の不当判決に対し怒りをもって糾弾する。

私たちは、労基法や就業規則などを勉強しながら、また裁判傍聴の取り組みを行い、この裁判闘争を闘ってきた。そして、私たちはこの闘いによって、2020年1月からは、予備月勤務指定表において、一部の空白日を除き乗務行路が発表されるなど一定の成果を勝ち取ってきた。また、闘いの過程の中で組織拡大も勝ち取ってきた。

この裁判では、敢えて代理人を立てず、本人訴訟として原告3名が法廷で被告弁護人と堂々と対峙し、法廷と職場での闘いを繰り広げ、私たちの賛同者も拡大している。私たちは、自信と確信をもって更に奮闘する。これまでの闘いに激励・支援をいただいた皆さんに感謝を申し上げます。私たちは、不当判決を踏み越えて、更なる組織拡大を実現する。

以上、アピールする。

2024年3月28日
JR東海労新幹線関西地方本部
JR東海労大阪運輸所分会